

日本僧笑雲の入明記を通じてみた 東アジアの疎通と交流

Human Exchange in East Asian Marine Area
in “Syoun-Nyumin-ki”

川 越 泰 博

要 旨

本論は遣明使節の一人として明代の中国に渡った五山派の僧侶笑雲の手になる入明記を主要な題材として、東アジアにおける疎通と交流の一端をいささか検討した、その結果報告である。『笑雲入明記』の撰者笑雲瑞訥は、臨濟宗五山派の僧で、晩年は相国寺や南禅寺の住持を歴任した。笑雲が入明したのは、景泰4年（享徳2・1453）のことで、東洋允澎を正使とする遣明使節団の1号船に従僧として乗船し、翌年に帰朝した。このとき往還した京都－北京間での見聞を記した旅行記が、この『笑雲入明記』であるが、これは、1号天竜寺船に乗り込み、旅の様子や明側との対応の様子を記録した、帰朝後の復命報告書でもあった。『笑雲入明記』は、明側との交渉記録と笑雲自身の私的な交流記録のいずれにも偏奇していない良さをもっていて、笑雲自身、従僧として書記官的な役割を担ったこともきわめて剴切なことであったと評価できる。しかしながら、使節団という組織体と笑雲個人との狭間で、揺れ動き、黙して語らなかった事実もまた数多あった。たとえば、遣明使節が起こした諸々の事件や騷擾については全くふれていない。復命書としての性格を有したが故に記録にできなかったことも多々ある。ここに『笑雲入明記』の記録としての限界があった。

キーワード

浙江三司、市舶司内官陳大人、景泰帝、朝見、張楷

はしがき

近年、日本においては、東アジア海域における人的・物的交流の歴史を多分野横断的に分析し、日本の伝統文化形成過程の再検討を目的とする研究が盛んである。歴史的存在として不斷に変化する大陸文化がそれぞれの時点においてどのように日本に伝来し、どう影響を与え、どう変化してきたかを検討することは、日本文化の形成過程を東アジアの枠組みから総合的に再考することである。これは単に中国－日本の二国間に局促することなく、東アジアの海域が多く地域を相互につなぐ役割を担っていることに注目し、東アジアという「広域的な場」の拡がりを多角的総合的に切り開くことを目的とするものである。

本稿も、そのような目的意識の下で、遣明使節の一人として明代の中国に渡った五山派の僧侶笑雲の手になる入明記を主要な題材として、東アジアにおける疎通と交流の一端をいささか検討した、その結果報告である。

1. 笑雲等の入明の概要

本書すなわち『笑雲入明記』の撰者笑雲瑞訢は、法系が夢窓疏石－茂林周春－季章周憲－笑雲と続く臨済宗五山派の僧で、晩年は相国寺や南禅寺の住持を歴任した。笑雲が入明したのは、景泰4年（享徳2・1453）のことで、東洋允澎を正使とする遣明使節団の1号船に従僧として乗船し、翌年に帰朝した。このとき往還した京都－北京間での見聞を記した旅行記が、この『笑雲入明記』であるが、これは、従来、『釈笑雲入明記』、『入唐記』、『允澎入唐記』という書名で五種の写本が伝来しているということである¹⁾。

さて、先学の諸研究によると²⁾、遣明使節団、すなわち、日本から明代中国の皇帝に対して派遣された使節団は、19回あったが、それらにかかる

旅行記としては、現在3点の伝来が知られ、まず1点目はこの『笑雲入明記』であり、他の2点目はともに策彦周良の手になるものである。策彦周良は、2度入明しており、最初の入都は嘉靖18年（天文8・1539）3月のことで、このときは遣明使節の副使を務めた。この際の旅行記が『策彦和尚初渡集』である。再度の入都は、嘉靖28年（天文18・1549）4月であった。策彦はこの遣明使節では正使を務め、帰国後、著した旅行記は『策彦和尚再渡集』として知られている。旅行記の存在は、現在の時点においては、以上の3点だけであるので、『笑雲入明記』は遣明使節の具体的な行程を伝える史料としては最も古く、『策彦和尚初渡集』と『再渡集』は、全19回の遣明使のうちの最後尾に位置する第18回目と第19回目のものということになる。したがって、これらの旅行記は、須田牧子氏がすでに指摘しているように³⁾、15世紀の遣明使節・遣明船と16世紀のそれらを比較する上で、好個の材料を提供する。

さて、景泰4年（享徳2・1453）に入明した正使東洋允澎、副使如三芳貞等に乗せた遣明船は、9艘からなる大船団によって編成されていた。船舶の経営者の内訳は、1号船天竜寺、2号船伊勢法楽舎、3号船天竜寺、4号船九州探題、5号船島津、6号船大友、7号船大内、8号船多武峰、9号船天竜寺、10号船伊勢法楽舎となっていたが、島津の5号船は渡航しなかったもので、9艘編成となった。

前述したように、遣明使節は全部で19回挙行された。笑雲が入明したときの、東洋允澎を正使とする遣明使節は11回目に当たるが、当該遣明船の特徴としては、渡航船団に幕府船（公方船）が加わっていないことである。東洋祖阿が正使を務めた第1回目の遣明使節から正使を怨中中誓が務めた10回目まで、常に幕府船が船団編成上の主体をなしてきた。しかし、今次の遣明船には、幕府船が不参加であったので、正使東洋允澎等の使節は1号の天竜寺船に乗船した。

笑雲も1号天竜寺船に乗り込み、旅の様子や明側との対応の様子を記録した。このような笑雲の役割について、村井章介氏は、朝鮮の外交使節において正使・副使につぐ地位にあった書状官に比擬されている⁴⁾。したがって、『笑雲入明記』は、帰朝後の復命報告書でもあったのである。

ところで、『笑雲入明記』によると、正使東洋允澎、副使如三芳貞等一行が乗り込んだ1号船を先頭に遣明船が中国に向けて出航したのは景泰4年(享徳2・1453)3月30日の午後のことであった。それ以後の1号船の動きを中心にごく簡単にまとめると、つぎのごとくである。

景泰4年(1453)

- 4月17日 1号船、定海県に到着。
- 20日 1号船、鄞江を遡航して、寧波に到達。
- 8月3日 皇帝の万壽聖節(誕生日)。
- 8月6日 正使以下起京人員300名、安遠駅を出発。
- 20日 南直隸の蘇州府城に到着。その晩、楓橋に宿泊し、寒山寺に到る。
- 9月26日 北京に到着。会同館に入る。
- 27日 鴻臚寺習礼亭にて朝参の礼を習う。
- 28日 朝参。奉天門において景泰帝に謁見。闕左門にて宴を賜う。
- 10月2日 正使、奉天門に入りて、表文を捧ぐ。
- 28日 日本進貢の貨物、会同館に到着。車75輛。
- 11月1日 朝参。皇帝に謁見。新曆頒布式に参加し、『景泰五年庚戌曆』を賜う。

景泰5年(1454)

- 1月1日 元旦の式。五更(午前4時頃)に朝参。皇帝、奉天殿に

出御。式典終了後、闕左門にて賜宴。

- 2月28日 午前に正使一行、会同館を出発。
4月10日 南京に到着。
5月19日 杭州府武林駅にて、正使東洋允澎、示寂す。
30日 寧波に到着。
6月15日 寧波の東門港から帰国の途に就く。
7月14日 1号船、朝鮮耽羅島を経由して、長門国赤間関に帰着。

以上は、正使一行の寧波－北京往還の行程の中から任意にとりだし、きわめて雑把に摘記したにすぎないが、『笑雲入明記』の記述内容自体は、日時を追って、そのときそのときに見聞したことを仔細かつビビッド (vivid) に書き留めたものである。そのため、『笑雲入明記』は、景泰4年(1453)・5年(1454)当時における明代中国の社会状況、都市の様相、紫禁城における朔(1日)・望(15日)の日等の朝参・儀式の様相、各方面からの朝貢使節の北京での滞在生活ぶり、寧波－北京間の駅路網の実際など多岐にわたるさまざまな様相・実態を知ることのできる第一級の史料である。

さて、明代中国の交通網は、広大な版図を支配する必要から未だ嘗てないほどの発達をみた元代の駅伝(駅路)制の後をつぎ、支配権の拡大にしたがって、次第に広く設置されていった。最初は国都南京を中心に駅路が設けられたけれども、のちに都が北京に移ると、北京を中心として、水・陸の便を利用して、天下の7方面に、主要駅路が展開された。

7方面とは、遣明使が往還の際に使用した①北京から南京を経て浙江・福建に至るルートのほか、②北京から江西・広東に至るルート、③北京から河南を経て湖広・広西に至るルート、④北京から陝西・四川に至るルート、⑤北京から貴州・雲南に至るルート、⑥北京から山西に至るルート、

⑦北京から山東に至るルート、である⁵⁾。

中国に向けて日本を出港した笑雲等の遣明船が一路目指すのは、寧波(浙江省)であった。寧波からは省都杭州に向かい、杭州と京師との往還に使われたルートは贅語するまでもなく①であった。①のルートは、北京から出て、今の河北・山東の両省を通り、大運河道とは德州付近や徐州付近で交差するものの、それとは別な道－徐州以南は大体今の江南の津浦鉄道の線に近い道を通して安徽省東北部から南京に達する。そして、南京を出て、鎮江からは、江南の運河に沿って浙江省に入り、嘉興に至って江南運河の西方に出て杭州に達した。

笑雲等はおおむねこのルートに沿って、寧波と北京の間を往還したのであった。寧波を出発したのは景泰4年(1453)8月6日、そして寧波に帰着したのは、景泰5年(1454)年5月30日であったから、およそ8ヶ月余りの日子を寧波と北京の往還に費やしたことになる。その間、夥しい数の人々に接し、交流する機会をもった。本稿においては人的交流に絞って、その諸相と諸様態を検討し、遣明使節の光と影について考えてみたいと思う。

2. 疎通と交流の諸相

およそ8ヶ月余りに及ぶ滞在期間中、遣明使節一行が最も長期に亘って滞在したのは寧波・北京であった。本章では、この寧波・北京滞在中における人的交流の具体例について、『笑雲入明記』から関係事項を摘索して紹介したいと思う。

①寧波にて(上)

笑雲や正使が乗船した1号船が、鄞江を遡航して寧波に到着したのは、景泰4年(1453)4月20日のことであった。浙江省船司の内官陳大人が賓

迎し、正使一行はしばらくお茶の接待をうけたあと、朝貢使節を接待するために市舶司に設置されている館駅に方形の輿に乗って向かった。浙江省市舶司の館駅は「安遠駅」と名付けられていた。ちなみに、福建の館駅は「来遠駅」、広東は「懷遠駅」と称された。日本使節の館するところは、「安遠駅」の中の「嘉賓」という建物で、それぞれに部屋が割り当てられた。

翌21日から、8月6日に杭州に向けて出発するまで、3ヶ月半も寧波に滞在することになった。それは、寧波の官衙が北京の朝廷に日本の遣明使節が朝貢したということを報告し、その処置に関して指示を仰ぐ必要があり、一行はその指示を待つために滞留せざるを得なかったのである。9艘から編成された遣明使船のうち、8艘が逐次到着したのをうけて、官人陳氏が北京に向かって寧波を出発したのは5月3日であった。その結果、北京より礼部劄（命令を伝える公文書）が到着して進貢船の起闕（上京）を促す指示が届いたのは5月27日のことであったから、寧波に到着してから数えても1ヶ月余りが経過している。上京を命ずる礼部劄が届くと、上京準備で忙しくなるが、それまでの1ヶ月余りの日々のは大半は、宴会接待と観光ツアー（tour）とで日子が費やされた。上京を促した命令が届くまでに観光・見学した日時と見学先とを挙げると、

- | | |
|-------|----------------------------------|
| 4月24日 | 寧波府学・湖心寺・賀知章の祠堂 |
| 27日 | 天寧寺・海会寺 |
| 5月7日 | 府中の諸刹、白衣寺・鏡清寺・延慶寺・寿昌寺・万寿寺・水月庵を歴遊 |
| 14日 | 阿育山・天童山（宿泊） |
| 15日 | 天童山景德寺 |

となり、観光・見学は数日おきに行われ、5月14日の阿育山・天童山観光は一晩の宿泊をとまなう小旅行であった。

宴会は、これらの観光・見学の合間に行われた。宴会は、大体において、陳大人がホスト（host）で、正使一行が単独に接待されることが多かったが、5月4日の寧波知府が同伴した宴会では、朝から晩まで、鐘鼓が演奏され、倡優が演じた。このように、寧波に到着して「安遠駅」に滞留して以来、接する人々は、陳大人のような浙江省市舶司の内官たちに限られていたが、5月8日以後は、市舶司関係者以外の人物との接触も生まれた。『笑雲入明記』に、

〔5月〕8日、布政司周大人、杭州より来たる。

10日、按察使馮大人、杭より来たる。

〔6月〕5日、正・副使、居座、土官等、三司官に謁す。門額に「浙江提刑按察分司」と曰う。

21日、陳大人、勤政堂に就き、張楷・按察使・布政司・御史・知府五大人を享す。壁上に杭の西湖図を掛く。その絵広さ五丈ばかり。

〔7月〕14日、三司大人、府を起ち杭に帰る。日衆送りて港上に至る⁶⁾。

とみえるのは、東洋允澎を正使とする日本の遣明使が寧波に上陸したので、浙江省の省都杭州から三司の官人が寧波に出張して正使・副使を拜謁せしめ、また三司の官人が杭州に帰着するときに、遣明使節団が大勢して見送ったことに関わる諸記事である。三司は、周知のように都布按三司のことをいい、都指揮使司は軍事をつかさどる省の最高機関であり、承宣布政使司は民政をつかさどる最高機関であり、提刑按察使司は司法監察をつかさどる最高機関であった。かかる都布按の浙江三司の官人が省都から寧

波府城に出張してきたというのである。8月6日に寧波府城を起った正使東洋允澎一行の上京は、浙江杭州府－南直隸蘇州府－山東濟南府というルートであり、その上京の途次の11日に、つまり寧波府城を出発した5日後に杭州武林駅に到着して府城に入っている。日本の遣明使節が都布按三司の長官たる浙江の都指揮使・布政使・按察使に謁見するとしたならば、そのときでも良く、わざわざ寧波府城まで出張してきたのは、当然、都指揮使（正二品）・布政使（從二品）・按察使（正三品）より格下の官人とみなすのがごく自然であろう。ところが、訳注本『笑雲入明記』では、布政司周大人も、按察使馮大人も、それぞれ布政使、按察使、すなわち長官のこととされている⁷⁾。しかしながら、当時、浙江布政使には周姓のものは在任しておらず、浙江按察使の場合も同様で馮姓の人物の在任は確認できない⁸⁾。

それでは、布政司周大人ならびに按察使馮大人とは、一体誰を指しているのだろうか。これらの人名を摘索する作業は、先に行ったことがあるが⁹⁾、その結果、布政司周大人に比擬可能な人物としては浙江左参政周琛と左參議周紀の二人が挙げられるものの、そのいずれかに絞ることはできなかった。一方、按察使馮大人の方は按察使司僉事馮節と特定できた。布政司の參政は從三品、參議は從四品、按察使司僉事は正五品であった。正使一行は、このような高い官品をもつ官員に、6月5日、浙江提刑按察分司において拝謁した。そして21日には、それら三司の官人を接待した陳大人の宴席に同席した。この宴席には張楷なる人物も招来されていた。

按察司や布政司の官人よりも上位に置かれたかかれた張楷は、浙江寧波府慈谿県出身で、永樂22年（1424）の進士、宣徳4年（1429）、南京監察御史に任ぜられ、その後、累官して陝西按察司僉事副使僉都御史に至ったが、正統14年（1449）、福建における鄧茂七の反乱鎮圧に関して劾弾を受け罷職された。したがって、陳大人がホスト（host）を務めたこの宴会に

出席したときには、「革職閑住」の身であり、身の不遇をかこっていた¹⁰⁾。そんな状態にある張楷であったが、笑雲は、この宴会を機に張楷との交際を深めている。張楷の子伯厚18歳が官僚になるべく任用試験を受けるために、翌7月18日に杭州に向けて出発するときには見送っているし、11月25日、北京では張伯厚が笑雲を訪ねてきて再会し、張伯厚は詩を作っている¹¹⁾。さらに、北京から寧波に戻ると、景泰5年(1454)6月4日、笑雲は張楷の家を訪れ、張楷から送別の詩を贈られた。このように笑雲は張楷父子と知音の仲となった。

さて、前述のように、北京より5月27日に進貢船の起闕(上京)を促す礼部割が到着すると、正使一行の身边では慌ただしくなった。その翌5月28日から、1号船を皮切りに、各遣明使船に舶載されてきた進貢物の荷揚げと検査と起送(輸送)が始まった。その間、正使・副使等は内官陳大人に謁したり、三司官に謁見したりしている。これはおそらく、上京する人数と正使一行が北京から戻るまで寧波に滞留する人数の分けも含めた種々の打ち合わせが必要であったのであろう。今次の遣明船において貿易実務を統轄する綱司は如三芳貞であったが、6月16日、日本の飯と酒をもって陳大人を接待した。これは前日14日に、「諸船の居座、綱司の房に集まり、点検不公の事を議す」とあるから、それをうけてのことであろう。「点検不公の事」の詳細は知り得ないが、遣明船が舶載してきた進貢物の検査に際して、何らかの不正が加えられたので、その善後策が相談され、その結果、陳大人を接待し、善処を求めたものと思われる。陳大人にこのような頼み事をする一方、遣明使節一行は、陳大人を愠憤させる事件を起こした。

8月3日は、景泰帝の万寿聖節であった。景泰帝は宣徳3年(1428)8月3日生まれであるから、26回目の覧揆の日を迎えることになる。即位してからは4回目の万寿聖節である。万寿聖節は明朝の三大節式典の一つで

あり、莊重をきわめた。正使一行も、二日前の8月1日、天寧寺においてその礼儀を習い、リハーサル (rehearsal) に参加した。生憎、3日は雨であった。雨の中、寧波府じゅうの衙門の官僚、諸刹の僧侶たちは天寧寺に集い、京師の紫禁城を遙拝して礼を行った。ところが、日本の遣明使節一行だけは雨を厭悪して参加しなかった。礼教の国である明朝にとって最も重要な式典を穢したのである。『笑雲入明記』には、正直に「陳内官、大いに怒る」と書き留めている。

ともあれ、景泰4年(1453)4月20日に、正使や笑雲が乗船した1号船が寧波に到着して以来、3月半余り滞在した寧波から、いよいよ北京に向けて安遠駅を出発したのは8月6日のことで、正使一行は総勢300人であった。今次の遣明使船に乗船したのは、1200人であったので¹²⁾、正使一行はその4割の人々で編成されたことになるが、残りの900人は、このまま寧波に滞留して、正使一行の帰着を待ちつつ、民間交易に精を出すことになったのである。どの国、どの地域からの遣明使節においても、大多数の商人を帯同しているのは、正使・副使一行が北京と往還する間に民間交易やときには国外持ち出し禁止品を入手すべく密貿易を行うためであった。

②北京にて

杭州・蘇州等を経て、正使一行が北京の東方に位置する通州の通津駅に到着したのは、9月25日のことであった。およそ1ヶ月半の日子をかけての上京であった。通州通津駅について、『笑雲入明記』には、

馬船・快船・紅船・站船・運糧船等四来す。諸船はみなここに繋ぐ。と運河の輻輳した様子を伝えている。到着したばかりの笑雲は知らなかったものと思われるが、実はこれから四年前には、ここ通州は大いなる混乱状態に陥った。通州には大倉庫群が設置され、北京の文武百官・軍士の給与用をはじめとする大量の米穀が保管されていた。正統14年(1449)8月

15日における土木の変以後、京師への侵入を繰り返したエセン（也先）の率いるオイラト軍は戦略として通州を襲撃するとの噂を撒き散らした。この妄誕な流言は、颶風のように広がっていき、明の朝廷を驚愕させた。通州が襲撃されたならば、京師の住民は干上ってしまう。朝廷では、あわてて衛所の軍士を総動員して、米穀類を背負わせて京師に運び入れるという騒ぎになったのである¹³⁾。

それはさておき、通州通津駅に到着した正使一行は、翌26日、ここで車馬と驢に分乗して京師に向かい、その晩、崇文門に到着した。それから、正使一行の姓名の聞き取りと人数の確認が済むと、正陽門の東、玉河の西、玉河橋に隣接する会同館の南館に入った。

翌日から、北京での多忙な日々が始まった。寧波では宴会と観光ツアー (tour) に明け暮れたが、それが一変して朝参とそれに付随する事項が多くなった。正使一行は、朝貢使節として定まった儀礼の中に組み込まれ、行動は限定されたのである。北京に到着した翌日の9月27日には、早速鴻臚寺習礼亭において、朝参の礼を習得させられた。翌28日、朝参が行われた。正使一行が使命を果たし会同南館を後にするのは、翌年の2月28日のことであるので、日本の遣明使節は5ヶ月もの間、北京に滞在したのであった。この期間、朝参した日と朝参はしなかったけれども朝貢に付随する公務に費やした日とを示すと、次頁の【表1】のようになる。

【表1】をみると、5ヶ月、日数では丁度150日の間、北京に滞在した今回の日本の遣明使節は、景泰帝に10回に及ぶ謁見の機会を得ている。朝参の日は27回あった。これには日本の正使一行独自のもののほかに、朔（1日）と望（15日）の日の朝参、新暦の頒布式（11月1日）、冬至（11月14日）、正月元旦の式典等、その時期に朝貢に来ていた国・地域のあらゆる遣明使節の参加が必須の朝参も多々あった。朝参には賜宴がセット (set)

【表1】

○…朝参した日 ◎…朝参して景泰帝に謁見した日 ●…朝貢に付随する公務日 ×…資料記述はあるが公務に係る記述がない日 無印…資料記述が残されていない日

景泰4年(1453)

9月	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
					着通州	入会同館	●	◎	×	×
10月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	◎	◎	×	◎	◎	×			●	○
	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
	●				◎		●	○	×	
	21	22	23	24	25	26	27	28	29	
	×	×	×	×	×	×		×		
11月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	◎	●	●	●	●	×	×	○	×	×
	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
	●	○	○	◎	○		×	×	●	×
	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
×	×	×	×		×	×	×	×	×	
12月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	○	○	×	×	×	○	○			×
	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
	×	×	×	×	○	×	●	×	×	×
	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
●	×		×	●	○	●	○	○		

景泰5年(1454)

正月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	◎		●	●	×	●	×	×	×	×
	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
	●	●		×	○	×		×	×	×
	21	22	23	24	25	26	27	28	29	
●	×	×	×	×	×	×	×	×		
2月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	○	×	×	●	×	●	●			
	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
					○			×	×	×
	21	22	23	24	25	26	27	28		
	●	×	×	×		×	◎			

であった。

朝参27回は北京に滞在した5ヶ月という日数からみれば、決して多いとはいえないかも知れないが、しかし朝参しない日には、礼部に赴いたり、式典の際の礼儀を習うなど、朝貢にともなう用件が種々あった。それに費やされた日は24回ある。これを合計すると、朝参に関わる日は51日となる。したがって、北京滞在150日のうちの3分の1の日子、換言すれば、3日のうちの1日は、朝参・謁見・朝貢関係公務に費やされたことになる。

明と日本の間には、明と朝鮮王朝、明と琉球王朝とのような宗藩関係にはなかったけれども、明皇帝への国書を携えて北京にやって来た日本の正使一行は、否応なしに朝貢儀礼制度の中に組み込まれ、その行動と日限に一定の制約が加えられたのである。

ところで、冬至や歳旦等の朝礼は皇城の西北にある朝天宮で、百官ならびに外国の遣明使節とともに学んだ。景泰4年(1453)に朝貢してきた地域・国については、『明史』巻11、景帝本紀、景泰4年は年の条に、

是年、琉球中山・安南・瓜哇・日本・占城・哈密・瓦剌入貢す。

とあるが、このほかにも高麗・女真・回回等多くの朝貢使節が日本の遣明使節と同時期に会同館に滞在したことは、『笑雲入明記』に記述がある。日本の正使一行も、それらの朝貢使節と一緒に会同館に宿泊し、冬至や歳旦等に関してはその朝礼を学び、そしてそれらの式典に参加し、賜宴にも同席した。したがって、接触する機会は多かったものと思われるが、『笑雲入明記』をみる限りでは、日本の正使一行は、外国の使節と積極的に交流したとはいえない。最初に交流があったのは瓜哇国人である。瓜哇国百余人が会同館に居たが、彼らは10月13日、通信を求めてきた。同月21日には回回人が字を書くのを見て、笑雲は「字横行し、梵字に似て非なり」との感想を抱いた。12月21日には、高麗の遣明使節と、会同館における茶飯の席で座位をめぐって揉め事を起こした。これは明側が日本を左に高麗を

右にして決着した。

北京における外国使節との交流記録は、以上のように零細である。北京に到着して、それほど日子を経ていない10月9日に、笑雲に一詩を呈した或る中書舎人は、「外域の大明に朝貢するは凡そ五百余国、ただ日本人のみ読書す」と称賛したという。この言葉には少々お世辞も交じっていると思われるが、日本正使一行の多くの人々が漢籍が読めたことは、たとえ筆談であろうとも、中国人と意思疎通を図ることは比較的容易であった。しかしながら、意思疎通を可能にする共通言語のない外国の朝貢使節とは交流が難しかったのである。

上記の外国の遣明使節以外と接触した事例は多くはないが、日本の正使一行、ならびに笑雲個人にとっても、人的交流は決して多かったとはいえない。皇都遊覧の機会も多くはなかった。それは、朝貢使節が定まった儀礼制度の中に組み込まれ、限定された日限と限定された行動とを以てその使命を果たすことが優先されたためである。

③寧波にて（下）

150日間滞在した北京を去る日が来た。それは2月28日のことであった。この日のことを記した『笑雲入明記』の原文には、つぎのようにある。

奉天門早朝欽奉聖旨賜帰、午前出会同館。

これが景泰帝への最後の謁見となった。早朝とは単に朝早い時間帯を指すのではなく、朝政における早朝・晩朝・午朝の三朝制の早朝のことである。早朝は日の出前に始まり、日の昇るころに散会するのが建前であった。そのために、官人たちは午前2時から4時までには官衙に行き、皇帝は夜明け前に起きて奉天門に出御し、各官庁の官人の上奏を聞き、新任官や外国の朝貢使節等の引見をした。こうした明の朝廷制度に照らし合わせると、上記の原文史料は、「奉天門で行われる早朝において、聖旨を欽ん

で奉り、帰国の命令を賜った。そこで、午前中早速会同館を出発した」と解釈せねばならない。帰国の許可そのものは、これより先の2月24日にすでに出ていた。その日、礼部から帰国させるべしとする上奏がなされ、景泰帝が裁可したので¹⁴⁾、日本の一行もその内示をうけていたであろう。28日の出立まで、その間わずか4日間しかないから、出発の準備は多忙を極めたことが察せられる。それにもかかわらず、笑雲は前述のように26日には会試の合格発表を見に行っている。それは前年の11月25日に会同館に訪ねてきてくれた旧知の張伯厚の結果が気になったからであろう。

それはともかくとして、正使一行は、2月28日に帰国に向けての挨拶とそれにもなう儀式であった景泰帝への謁見と帰国を許可する聖旨を賜わると、はやくも午前中、会同館に別れを告げて、馬60匹・騾40匹・驢100匹・車120両を帯同して、その日の晩、通州の通津駅に到着した。

そして、5月30日、寧波府の安遠駅に安着し、会同館に入館した。北京から寧波に帰還するまでにかかった日数は3ヶ月であった。寧波から北京まで往きの日数は1ヶ月半であったから、帰りはその倍の日数がかかったことになる。正使一行としては、北京でその使命を果たしたという安堵感も手伝って、旅程がゆっくりとなったのかもしれない。往きには立ち寄りなかつた南京に20日余り滞在したことも、そうした心の余裕の表れであろう。

さて、正使一行が、寧波に滞在していた残留組と合流して帰国に向けて安遠駅を出発したのは6月15日のことであったから、寧波で過ごしたのは僅か2週間に過ぎなかつた。その短い間でも、笑雲個人にとっては旧知の人々と久闊を叙したり、新しい人との出会いがあつたりとさまざまな交流が生まれた。それらを摘記すると、つぎのようになる。

6月1日 寧波市舶司の勤政堂において陳大人に北京・南京の話をし

て喜ばれた¹⁵⁾。このとき、笑雲は陳大人との会話が一通り通じたので、中国語の能力が上がったことを自覚した。

- 4日 鏡清寺に遊んだ帰り張楷の家で送別の詩を贈られた。
- 7日 寧波知府から茶飯の接待を受け、日本の千人余りがその宴に招かれた。
- 9日 天寧寺院では、日本の人々が競うように送行の語を求めた。
- 10日 笑雲は前年の7月4日に招かれ茶をご馳走になった天童寺住持の可庵に詩を求めたところ断られた。この日、医学書『臞仙活人心』を得た。
- 11日 四明駅で宋恢先生から詩を贈られた。
- 12日 八分の字の書体に秀でた二卿坊の鄭惟広から書を贈られた。

以上は、寧波帰着後、15日に安遠駅を辞去して寧波を去るまでの間の、市舶司からの関米の支給のような事務的事項は省いた、文化面での交流記録である。7日と9日以外はすべて笑雲個人にかかわる事項である。

笑雲に詩を贈った宋恢先生、書を贈った鄭惟広については、訳注本『笑雲入明記』においてはいずれも「未詳」とされているが¹⁶⁾、当時にあつては寧波の著名人であつたようである。宋恢先生は字は宏之、寧波府鄞県の人で、詩に精通していた。宋恢は後に天順以来の寧波の諸名人の詩を輯めて『四明雅集』を編纂した。これは、鄭千之編纂『四明文献』、李孝謙編纂『四明文献録』の後をうけたものであつた。宋恢の伝は、康熙・雍正・乾隆のいずれの『寧波府志』にも収録されている。鄭惟広は字汝誠、同じく鄞県の人であつた。鄭惟広は書だけでなく、詩人としても優れていて、明・曹学佺が編纂した『石倉歴代詩選』巻334には5首採録されている。

笑雲が当代寧波において著名な文人たちとどのような経緯で知り合ったのか、『笑雲入明記』には記されていない。前年4月10日に中国に到着し

て以来1年が経ち、中国語の会話能力がかなり上達したことは先にふれた。『笑雲入明記』全巻を通読すれば誰しも一様に感得することであるが、笑雲は積極的に他人と親和できる美質をもち、かつ好奇心の横溢した人であったようなので、それが語学力と相乗して人的なネットワーク (network) を広げていったのであろう。ともかく、多くの人々と知り合い、沢山の仏閣・史跡等を訪ねて大いに見聞を広めることができたこの1年4ヶ月に及ぶ中国滞在、ならびに8ヶ月の寧波-北京の往還は、笑雲の生涯において、恐らくは最も嘉禄に満ちた日々であったであろう。

3. 疎通と交流の実態

『笑雲入明記』は、遣明使節としての復命書であるが、これは明側との交渉記録と笑雲自身の私的な交流記録のいずれにも偏奇していないという良さをもっている。そこで、以下においては、明側との交渉記録を摘索しながら、正使一行と明側との疎通と交流の実態について検討していきたい。

①景泰帝の引見と恩恵

正使一行がこのとき北京において果たすべき使命は2つに大別された。1つは国書を景泰帝に捧呈することである。もう1つは附搭貨物の官収買を円滑に行うことである。

今次の遣明使節は、景泰帝に9回謁見した。それは、【表1】に示したように◎印を附した日である。これらの中には、無論、先にふれたごとく冬至や元旦の式典のように、多くの官人・外国の遣明使節と一緒にいうのも含まれるが、景泰帝が日本の正使一行だけを引見したものもあった。10回の謁見内容をみると、つぎの通りである。

景泰4年 (1453)

- 9月28日 ○朝参。・・・奉天門に皇帝に見ゆ。官人唱す。鞠躬として拝し、起ちて平身し、跪きて叩頭す。闕左門に快走す。宴を賜う。
- 10月1日 ●朝参。奉天門に天子に見ゆ。朝儀は前の如し。宴を闕左門に賜う。
- 2日 ○朝参。正使、奉天門に入りて表文を捧ぐ。綱司以下は午門に立つ。宴を闕左門に賜う。
- 4日 ○馬船衆、天子に奉天門に朝見す。賜宴常の如し。
- 5日 ○朝参。天子、奉天門に御し日本進貢馬二十匹を観る。闕左門の賜宴常の如し。宴罷りて館に帰る。官、米・麵粉・酒・醋・菓子・醬・柴等を給う。
- 15日 ●朝参。天子に奉天門に見う。賜宴常の如し。
- 11月1日 ●朝参。西角門より入る。左して奉天門、右して奉天殿に到る。皇帝に見ゆ。朝礼畢りて、新曆〈景泰五年甲戌曆〉を賜う。百官ならびに諸人争い進みてこれを奪う。宴を闕左門に賜う。
- 14日 ●冬至。朝参。左掖門より東角門に入り。鳳凰池を過ぎて奉天殿に到り、天子に見ゆ。文楼・武楼の間、万官排班して、万歳を三呼す。声、天地を動かす。

景泰5年 (1454)

- 正月1日 ●五更に朝参す。皇帝、奉天殿に御す。・・・礼畢わりて、鳳凰池より左掖門を出で、闕左門に入り、光祿に宴を賜う。日本・頼麻・高麗・回回・韃旦・達々・女真・雲南・四川・琉球等、諸番みなこれに預かる。
- 2月28日 ○奉天門の早朝にて聖旨を欽奉し帰るを賜う。

聖俗両権の最高権力者である皇帝が紫禁城で行う公務は、大朝と常朝とに分けられる。大朝は元旦・冬至・万寿聖節（皇帝の誕生日）の三大節の式典をいう。大朝の儀式は、礼教の国である中国において最も重要な式典であり、皇帝が奉天殿に出御して行われた。文武百官は勿論のこと、北京に滞在中の外国使節も皆なこの式典への参加を求められた。これに対して、常朝は早朝・晩朝・午朝の三朝において政務をとることである。常朝は毎日行われたが、月の朔（1日）と望（15日）だけは奉天門で朝賀の式を行い、そのあと引き続き朝政が行われた。このような皇帝の政務の有り様に照らし合わせると、●印の日の謁見は、三大節の式典ならびに朝賀の式に関わるものであったといえよう。したがって、景泰4年（1453）11月15日・12月1日・12月15日も朝参した折りに謁見したものと思われるが、朝参と賜宴の記事しかない。記事脱漏の可能性なしとはしない。

以上の式典に関連しての謁見を除くと、日本正使一行は単独に5回景泰帝に謁見したことになる。足利義政（当時は義成）が明の皇帝に宛てた国書が捧呈されたのは、単独謁見の2回目のことであった¹⁷⁾。大内義隆が嘉靖18年（1539）に、足利義晴の名で碩鼎を正使として派遣した遣明使節の場合は、一度も謁見できなかった。朝参の際も午門を越えることを許されなかった¹⁸⁾。正使が東洋允澎のときと碩鼎のときとを比べると接遇に大差があったのである。景泰帝は引見だけでなく、つぎのような恩詔も下し恩恵を施した。

景泰4年（1453）

10月17日 上命じて茶飯を本館に設け、以て日衆に享す。内官一員ならびに礼部侍郎光伴す。倡優伎の技、事々に人を驚かす。

- 11月2日 上命にて大隆福禪寺に入る。寺はすなわち景泰三の年勅建なり。
- 3日 また命ありて大慈恩寺を見る。寺に胡僧二百員有り。みな耳に金環を帯ぶ。
- 4日 また旨有りて大興隆禪寺に入る。寺、茶飯を設く。綱司貞、衆をして赴かしめず。
- 19日 上、日本人伴等を憐れみ、冬の衣裳を賜う。

日本の遣明使節は、景泰帝が示したこうした恩寵に対して、格別の感謝の念を抱いたのであろうか。11月4日の、皇帝の聖旨を受けて大興隆禪寺が設けた茶飯の席への出席拒否に端的に示されているように、正使一行には朝貢に対する意識の低さがあったようである。つまり、朝貢は交易の手段であるというような意識があるからこそ、皇帝が示した恵慈を足蹴にできるのである。日本の遣明使節に、寧波に上陸した時点からすでに朝貢儀礼制度の中に組み込まれているという認識がきわめて稀薄であったことを示しているのは、これより先に寧波に滞在中の景泰4年(1453)8月3日、皇帝26回目の万寿聖節においても露呈していた。寧波じゅうの官僚・諸寺院の僧衆が天寧寺に集まり、一同北京に向かって万寿聖節の礼を行った。ところが、日本の遣明使節だけは雨を理由に参加せず、内官の陳大人を大変憤怒させたのである。中国滞在費、寧波と北京との往還にかかる費用、そして帰国する際の食料として米の支給等、一切合切の経費を明側が負担したのは、それは遙か東海の彼方から波濤を越えて朝貢に来たことに対する明朝の厚い接遇であった。明側の論理からいえば、遣明使節は当然のことながら、明朝の朝貢儀礼制度の中で、それを踏まえて行動するべき義務があったのである。しかしながら、日本側にはそうした義務認識は稀薄であり、それを端なくも露呈したのが、8月3日の皇帝誕生日式典キャ

ンセル (cancel), 11月4日の茶飯席拒否のような不敬な行動であった。

②正使一行と礼部

明朝にとっては、正使一行が搬入した附搭貨物を買上げることは、国書捧呈を主体とする朝貢行為に付随する恩沢にすぎなかった。朝貢の進貢物に対しては回賜の品々を賜賚した。物には物で報いるのが正式な給付であった。しかしながら、日本の正使等にとっては、明廷から回賜物を得ることよりも、附搭貨物を高値で官買して貰うことが渡航船団の経営者たちから託された使命であり責務であった。

礼部が日本正使一行に附搭物の取買価格を示したのは、『英宗実録』によると、景泰4年(1453)12月2日のことで、それから1ヶ月後の正月13日には正使允澎等はその価格に不満で値上げを請願する上奏文を呈上した¹⁹⁾。あまり効果がなかったのか、『笑雲入明記』によると、2月1日にも正使が表を上って方物の価格を増やすことを願いでている。『笑雲入明記』には、以後の交渉経過をつぎのように記録している。

- 2月4日 礼部、趙通事を召し、日本人の求むる所を問う。曰わく、「給価もし宣徳八年の例に依らざれば、再び本国に帰らず」と云々。
- 6日 礼部曰わく、「方物の給価はそれ宣徳十年の例に照依すべし」と。
- 7日 綱司、礼部に謁して曰わく、「十年例にて本国に還らば誅戮せられん。ただ憐察を願う」と。
- 8日 礼部院、侍郎・々中・員外郎・主客司等を集め給価を議定す。

日本側が抱いた不満と反発とに対して、礼部の眼差しは冷淡であった。「礼部官、其の厭く無きを劾す」(『英宗実録』景泰5年正月乙丑の条)、「已に重賞を蒙るも、展転として行かず、待するに礼を以てするも恤を知らず、加うるに恩を以てするも感を知らず、惟だ肆しいままに貪饕して忌憚無し」(同上、景泰5年2月乙巳の条)等、罵倒した言葉が『英宗実録』に残されている。取買価格の交渉は、日本と明双方が不信感を抱きながら行われたので、明側では、価格交渉とは無関係のことながら、北京に来る途中や滞在中の正使一行の非道な振る舞いを取り上げて指弾し、日本に対する侮蔑を露わにした。不法な振る舞いとは、山東臨清で起こした官人を殴打し瀕死の重傷をおわせた事件と会同館の館夫を鞭打つという事件である²⁰⁾。『英宗実録』には、この当時、モンゴルをはじめとして外国の遣明使節が引き起こした事件や騒擾の数々が記録されているが²¹⁾、日本の正使一行も彼らと同じような陋劣な事件を起こしたことを笑雲は一言もふれていない。正使一行の不法な振る舞いを書き留めるのは、内部告発に当たると考え、沈黙したのであろう。全くふれなくとも、その事実は日本に伝わった。英宗が復辟した後、足利義政は通事の盧円を朝鮮国王のもとに遣わし、明への謝罪の伝達を依頼している²²⁾。朝鮮国王の取りなしがなければ、恐らく足利義教のときと同様に再び通交途絶という最悪の事態に陥ったことであろう。

景泰期の朝貢においては、朝貢のもつ意味合いが日中相互でかなりな径庭があったことは確認できた。それが隘路になって、両者間には疎通と交流にさまざまな齟齬が生じたのである。公式行事に関しても、寧波と北京との往還においても、そして附搭貨物官買に関しても、さまざまなトラブル (trouble) が起きたのは、それはまさに朝貢に対する日中相互間の認識の相違に由来したのであった。

む す び

以上、景泰期の朝貢使節のもった色々な素顔を探り、敢えて負の側面も浮き彫りした。朝貢は、明朝にとっては威信・威霊の具現であったけれども、それが属性として生み出すさまざまな毒素をもまた内包した。先に、『笑雲入明記』は、明側との交渉記録と笑雲自身の私的な交流記録のいずれにも偏奇していない良さをもっていると褒辞したが、その考えは変わらない。笑雲が従僧として書記官的な役割を担ったこともきわめて割切なことであったと評価する。しかしながら、在京中の景泰4年(1453)11月19日に、皇太子の見済が薨去したことに対して²³⁾、哀悼の辞は無論のこと、何の言及もないのは、僧侶でありながら敬用の念がないのかと訝しく思う。使節団という組織体と笑雲個人との狭間で、揺れ動き、黙して語らなかつた事実も数多あることは事実である。復命書としての性格を有したが故に記録にできなかつたことも多々あるであろう。

けれども、景泰帝がようやくの思いで立太子した皇太子の薨去は、景泰帝を絶望の淵に落とし入れた²⁴⁾。景泰帝は輟朝はしなかつたものの、朝廷の誰もが数日間は諒闇の慎みがあつたであろう。その前後にも正使一行はたびたび朝参しているから耳にしなかつたわけでもあるまい。したがって、記述することを憚ることではない。幾度も引見を賜り、さまざまな恵風を指し示した景泰帝の恩義に報いて、哀惜の念を捧げることは、当然の行為であると思うが、遣明使節として哀弔することもなく、笑雲個人として哀辞を書き留めることもしていないのは、附搭物取買の価格交渉に関して、礼部から罵倒された「加うるに恩を以てするも感を知らず」という言が決してははずれではなかつたといわざるをえない。この一事を含めて、今次の日本遣明使節の行動には礼節が甚だ欠如しており、日中相互の交流を生産的なものにするにはできなかつたと断じて誤りではないであろう。

註

- 1) 村井章介・須田牧子編『笑雲入明記 日本僧の見た明代中国』（『東洋文庫798』, 平凡社, 2010年）解題・解説, 参照。
- 2) 以下, 本稿での遣明使節に関する概略的説明は, おおむね小葉田淳『中世日支通交貿易史の研究』（刀江書院, 1941年）, 木宮泰彦『日華文化交流史』（富山房, 1955年）, 田中健夫『中世対外交渉史』（東京大学出版会, 1975年）等に依拠した。
- 3) 前掲訳注本『笑雲入明記』320頁。
- 4) 同上書, 338頁。
- 5) 星斌夫『明清時代交通史の研究』（山川出版社, 1971年）8頁。
- 6) 原史料の書き下しは, 以下, 前掲訳注本『笑雲入明記』に依拠した。
- 7) 前掲訳注本『笑雲入明記』61頁。
- 8) 張徳信『明代職官年表（第四冊）』（黄山書社, 2009年）。
- 9) 拙稿「『笑雲入明記』にみえる浙江三司および中式挙人について」（『中央大学文学部紀要』史学第57号, 2012年）。
- 10) 同上拙稿。
- 11) 張伯厚が7月18日に杭州に向けて出発し, 11月に北京に居たということは, 8月に実施された郷試の試験を受け, それに合格したので翌年その合格者（挙人）を対象にして2月に行われる会試を受験するためであろう。翌3月には会試合格者を対象とする殿試が施行されたが, 『景泰五年会試録』にはその名がないから, 張伯厚は会試の試験には失敗したようである。北京に居た笑雲は, 2月26日に, 掲榜された合格者名簿を見る機会があり, その一端を書き記し,

廿六日, 礼部院の開する科挙の榜を觀る。榜に曰わく,

礼部, 科挙の事の為にす。今まさに景泰五年の会試, 中式挙人の姓名を取到し, 後に開列せんとす。すべからく榜に至るべき者なり。

計開す, 中式挙人三百五十名。

第一名,	彭華	江西安福県儒学生	春秋
第二名,	尹直	江西奉化（泰和）県監生	易
第三,	徐鑿	浙江開化県儒学生	書

第三百五十, 名, 云々, 右榜, 衆に論して通知せり。景泰五年二月 日榜す。

とし, 掲榜の冒頭と最後の部分を書き記しているが, これに関して張伯厚の消息については何もふれていないことも, 会試では下第（不合格）であったことを窺わせる。なお, この記事に, 尹直の受験科目を易經に,

徐鑾のそれを書経に作るのは、『景泰五年会試録』・『景泰五年進士登科録』と齟齬があり、尹直は書経で徐鑾は易経で受験したことは先に論証した。註（9）拙稿、参照。

- 12) 前掲小葉田淳『中世日支通交貿易史の研究』49頁。
- 13) 拙著『明代中国の軍制と政治』（国書刊行会，2001年）18頁。
- 14) 『英宗実録』景泰5年2月乙巳の条。
- 15) 南京は『笑雲入明記』の原文では南台に作るが、訳注本で指摘されたように、南京の誤記であろう。
- 16) 前掲訳注本『笑雲入明記』173頁。
- 17) この国書は瑞溪周鳳の『善隣国宝記』に収録されている。
- 18) 『策彦和尚初渡集』下之上（牧田諦亮編『策彦入明記の研究 上』法蔵館，1955年）参照。
- 19) 『英宗実録』景泰5年正月乙丑の条。
- 20) 同上書，景泰4年10月丙戌の条，景泰5年2月乙巳の条。
- 21) とりわけ，数多くの事件を起こしたモンゴルの遣明使節の具体的な不法行為については，拙著『明代長城の群像』（汲古書院，2003年）「第5章 瓦剌使臣団がやって来る」参照。
- 22) 『英宗実録』天順3年2月癸酉の条。
- 23) 同上書，景泰4年11月辛未の条。
- 24) 英宗の子である見深を廢太子して見済を立太子した，所謂易儲問題については，拙著『モンゴルに拉致された中国皇帝 明英宗の数奇なる運命』（研文出版，2003年）197-202頁参照。

[付記]

本稿は，東国大学校文科大学燕行学研究所主催，東北亜歴史財団・東国大学校文科大学後援によって，2012年8月22日・23日に韓国東国大学校草墟堂において開催されたシンポジウム「東アジアの疎通と交流」における口頭発表に大幅な加筆ならびに史料引用を加えて成稿したものである。本論文は韓国語版と日本語版の二種が作成され，本稿はその日本語版である。韓国語版は“명대 일본승 쇼우운 (笑雲) 명대 일본승 쇼우운 (笑雲) 의 일명기를 통해서 본 동아시아의 소통과 교류”という題名で東国大学校文科大学燕行学研究所の編纂になる論文集『燕行録の世界』に収載される予定である（2012年9月30日記）。